平成２８年（フ）第５５号
岐阜県大垣市開発町１丁目13番地　和合団地Ｇ―206
債務者　長尾　**徳**子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1728番地１
債務者　石田　**幸**一
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１８７１号
大阪市北区本庄東１丁目25番３号
債務者　篠田　明美
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０１２号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目12番24号　南さくら園208号
債務者　深海　亜貴
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３７８号
大阪市旭区中宮２丁目１番３号　ラポ城北401号
債務者　藤井拓也こと　**藤**井　拓也
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２４号
大阪府東大阪市東石切町４丁目８番49号
債務者　塔山　時恵
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４９８号
大阪市西淀川区歌島１丁目13番47号　グリーンパーク歌島102号室、前住所大阪市東淀川区東中島１丁目12番30―307号
債務者　後藤　彩菜（旧姓松野）
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５５５号
大阪府豊中市曽根西町３丁目７番19―302号、前住所大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ９―106号
債務者　北村　真人
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５９５号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目７番５号、事業所所在地大阪市平野区瓜破西３丁目２番
債務者　トータルワンこと　筒井　修一
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８２７号
大阪市住吉区山之内１丁目24番27号
債務者　大本　直樹
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８６０号
大阪府八尾市小畑町１丁目14番地の26
債務者　冨田　亜貴（旧姓寺島）
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５号
埼玉県大里郡寄居町大字富田2910番地16
債務者　西野愛奈美
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６２号
山口県山陽小野田市大字津布田2634番地54
債務者　吉田　順子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１９５号
沖縄県那覇市字仲井真300番地　シャトル仲井真301
債務者　神山　愛理
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２６１号
相模原市中央区矢部新町３番27―1308号
債務者　戸高　美子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２３６６号
大阪市此花区春日出中２丁目17番７―903号
債務者　中野　宣宏
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３号
奈良県奈良市月ヶ瀬石打2359番地、申立時の住所愛知県豊橋市前芝町字東堤36番地２
債務者　渡邊　　修
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部